

児童期における 支援提供の基本姿勢②

全国児童発達支援協議会

光真坊 浩史

本講義の位置づけ

- ◎ 本研修は、相談支援専門員（障害児相談支援）と児童発達支援管理責任者が合同で学ぶ場であり、協働を念頭に共通するこどもと家族に寄り添う基本的な姿勢を確認する意図がある。
- ◎ そのうえで、本講義は最初の講義であり、まず「障害児支援とは何か」という初歩的で基本的な内容を再確認することがねらいとなっている。
- ◎ 障害児は「こども」であり、こどもまんなかの支援を提供することが重要であることを伝える
- ◎ そのために重要となる法令遵守の視点、権利の保障や擁護の視点について概観する
- ◎ 本講義の基本的姿勢をベースに、以降の講義につなげる

達成目標

相談支援専門員及び児童発達支援管理責任者として、障害児支援の提供に関する基本姿勢を理解することができる。

- ・ 障害児支援は、こどもの成長・発達、人格形成に関わる重い責任があることを自覚すること
- ・ 障害児支援は、社会福祉事業であり、常に法令遵守と開かれた事業運営を意識して、その責務を果たすこと
- ・ 障害児はまずはこどもであり、こどもの権利条約に基づき、常にこどもの主体性を尊重し、最善の利益を考慮すること
- ・ 障害児支援は、障害者の権利条約に基づき、常に個々の障害や特性に応じて配慮された環境設定や支援を行い、また、ソーシャル・インクルージョン(社会的包摂)を目指すこと
- ・ 障害児支援は、こども本人への支援、家族支援、地域支援・連携、移行支援からなり、ライフステージにわたって途切れないよう縦と横の連携を意識した支援を行うこと

目 次

1. こども施策と障害児支援の基本理念

- (1) こども施策の基本理念
- (2) 障害児支援の基本理念

2. 障害児支援の基本的姿勢

- (1) 障害児支援の基本姿勢① ～法令遵守～
- (2) 障害児支援の基本姿勢② ～権利の尊重～
- (3) 障害児支援の基本姿勢③ ～支援内容と支援者の姿勢～

1. こども施策と障害児支援 の基本理念

- ・障害児支援は、こども施策である
- ・障害児はこどもであるという前提のもとで障害や特性に配慮される

(1)こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

(2) 障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供
(こどものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供
(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供
(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進
(一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供
(関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

2. 障害児支援の基本姿勢

(1) 障害児支援の基本姿勢①

～法令遵守～

ポイント

- ① 障害児支援は、こどもや家族の今と未来に関与する重い責任があり、厳格に法令遵守することが求められる（法令遵守はこどもの権利、発達を護ることにつながる）
- ② 法令遵守するには、条約、法令、指定基準や報酬基準、ガイドラインや運営指針等を理解している必要がある
- ③ 障害児支援は、主に公費で賄われる社会福祉事業であり、「開かれた事業」である必要がある
- ④ 障害児支援は、発達支援（通所・入所支援）と相談支援（障害児相談支援）が“車の両輪”として機能するよう、相互に尊重し合い、協働する必要がある
- ⑤ 障害児支援は、診断確定前もしくは周辺児を含む現に支援が必要な幅広いこどもを対象として提供する

法令遵守(コンプライアンス)の重要性

「障害児支援」は法定事業であり、法令遵守が求められる
法令遵守(コンプライアンス)の範囲は、法律はもちろん、法人や会社の“ルール”、職業倫理のほか、一般道徳・倫理で考えられている“すべきこと・してはならないもの”も含まれる。

【法規範】 権利条約や関係法律、条例、通知、事務連絡など、法制度に関係する一切のもの

⇒ 社会福祉法、児童福祉法、障害者基本法、最低基準・指定基準条例のほか、ガイドライン、運営指針、手引き、検討会報告書など

【社内規範】 法人・社内のルールや業務マニュアル等の規則

【倫理規範】 職務上守らねばいけない倫理・規範、人として守らなければいけない社会的倫理・規範など

[1]障害児支援に関わる者の責任

(1)子どもの発達に関わる責任

- ・大人になっていく成長・発達過程、人格形成に大きな影響を与える重要な時期に関わる重い使命と責任を負っていること

※「こどもとは心身の発達の過程にある者」こども基本法

- ・この重い使命と責任を果たすためには、こどもの発達の正しい理解と支援に関する技術が必要であること

⇒ 適切な支援の不提供＝こどもの権利が守られていない

- ・自事業所だけで完結せず、常に相談支援、児童発達支援センター、学校等の関係機関との連携を図ること

⇒ 支援の厚みが増すだけでなく、自事業所が適切な支援を提供できているかについて他者の目が入ることになる

(2) 社会福祉事業を行う者としての責任

- ・社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする

第一種社会福祉事業：障害児入所施設の経営

第二種社会福祉事業：障害児通所支援、障害児相談支援

- ・社会福祉を目的とする事業のうち、[規制](#)と[助成](#)を通じて公明かつ適正な実施の確保を図ること
 - ・支援が必要な人に生活を保障し、[援助](#)などを行って、社会全体の福祉向上をめざすこと
- ⇒「法令遵守」「社会全体の福祉」「開かれた事業所」

[2]児童福祉法における規定

改正前	平成30年改正児童福祉法
第一条 <u>すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</u> ② <u>すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。</u> 第二条 <u>国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</u> 第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあつて、常に尊重されなければならない。 (新設) ★ 第1条の主語が、「国民」から「児童」へ変更 ⇒ 大人の責務としての位置づけから、こども主体の法律への転換を意味する。 ★ 第2条で「意見の尊重」「最善の利益」を明記 ⇒ 保護者の第一義的責任(育成義務) 行政は親と育成の共同責任者 ★ 第3条の2で「家庭養育」「家庭的養育」を明記	第一条 <u>全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。</u> 第二条 <u>全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。</u> ② <u>児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。</u> ③ <u>国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</u> 第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあつて、常に尊重されなければならない。 第三条の二 <u>国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。</u>

「障害児」の定義から

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満一歳に満たない者
- 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

② この法律で、**障害児**とは、**身体に障害**のある児童、**知的障害**のある児童、**精神に障害**のある児童(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する**発達障害児を含む**。)又は**治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病**であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

⇒「診断前支援」(早期支援)を可能にする柔軟な定義

- ・ 障害者手帳は不要(「身体障害者」は障害者手帳の交付を受けた者)
- ・ 医学的診断は不要(「精神障害者」は疾患を有する者)
- ・ 「知的障害者」はそもそも法律に定義なし

つまり、障害が確定する前もしくは障害を受容できていない段階から相談に応じ(親の受容に寄り添うを含む)、支援を開始することが基本姿勢の一つと読み取れる

特定の障害に関する定義

「重症心身障害児」

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、・・・(省略)・・・障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

② この法律で、障害児入所支援とは、障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障害児に対して行われる保護、日常生活における基本的な動作及び自立自活に必要な知識技能の修得のための支援並びに障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童(以下「重症心身障害児」という)に対し行われる治療をいう。

「医療的ケア児」

第五十六条の六

② 地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉 その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」

⇒「重症心身障害児」「医療的ケア児」の法的位置づけ

- ・ 確定診断前又は周辺児から、重症心身障害児や医療的ケア児、行動障害のある児童を地域で支えていく責任（本来は「応諾義務」あり）

障害児支援の定義

第六条の二の二 この法律で、障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう。

② この法律で、児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他の内閣府令で定める便宜を供与し、又はこれに併せて児童発達支援センターにおいて治療を行うことをいう。

③ この法律で、放課後等デイサービスとは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)又は専修学校等(同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。)に就学している障害児(専修学校等に就学している障害児にあつては、その福祉の増進を図るため、授業の終了後又は休業日における支援の必要があると市町村長が認める者に限る。)につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

④ この法律で、居宅訪問型児童発達支援とは、重度の障害の状態その他これに準ずるものとして内閣府令で定める状態にある障害児であつて、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに生活能力の向上のために必要な支援その他の内閣府令で定める便宜を供与することをいう。

⑤ この法律で、保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに入所する障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。

- ・利用形態・手続きは、「サービス」だが...
- ・児童福祉法上は、「支援」や「事業」という用語を用いている(放デイを除く)
⇒ 必要な支援を児童や家族に届ける責務があると読み取れる

⑥ この法律で、障害児相談支援とは、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいい、障害児相談支援事業とは、障害児相談支援を行う事業をいう。

⑦ この法律で、障害児支援利用援助とは、第二十一条の五の六第一項又は第二十一条の五の八第一項の申請に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を定めた計画を作成し、第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定(次項において「通所給付決定」という。)又は第二十一条の五の八第二項に規定する通所給付決定の変更の決定(次項において「通所給付決定の変更の決定」という。)(以下この条及び第二十四条の二十六第一項第一号において「給付決定等」と総称する。)が行われた後に、第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者その他の者(次項において「関係者」という。)との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、当該給付決定等に係る障害児通所支援の種類及び内容、これを担当する者その他の内閣府令で定める事項を記載した計画を作成することをいう。

⑧ この法律で、**継続障害児支援利用援助**とは、通所給付決定に係る障害児の保護者（以下「通所給付決定保護者」という。）が、第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間内において、継続して障害児通所支援を適切に利用することができるよう、当該通所給付決定に係る障害児支援利用計画（この項の規定により変更されたものを含む。）が適切であるかどうかにつき、内閣府令で定める期間ごとに、当該通所給付決定保護者の障害児通所支援の利用状況を検証し、その結果及び当該通所給付決定に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、障害児支援利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。

- 一 障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと。
- 二 新たな通所給付決定又は通所給付決定の変更の決定が必要であると認められる場合において、当該給付決定等に係る障害児の保護者に対し、給付決定等に係る申請の勧奨を行うこと。記載した計画（次項において「障害児支援利用計画」という。）を作成することをいう。

- ・障害児相談支援について、児童福祉法で手続き、プロセス、業務内容を定義している
- ・基本相談は、規定されていない
- ・プロセスは、実際とはかなりズレがある
- ・地域によっては、セルフプランも依然として多い（推奨されている自治体もある？）

【参考】児童相談所長による相談支援等への委託に関する規定

児童福祉法第26条第1項【抜粋】

児童相談所長は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。
- 二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の・・・省略・・・一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに委託して指導させること。

児童福祉法第27条第1項第2号【抜粋】

- 二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ・・・(省略)・・・若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は・・・(省略)・・・、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に委託して指導させること。

・要支援または要保護児童に対して児童相談所から障害者等相談支援事業(基本相談付与の一般・特定相談支援)に指導委託のほか、障害児通所支援や入所施設に措置できる規定がある ⇒ セーフティネットとしての役割が期待されている

[3]ガイドライン等の遵守

(1)ガイドライン等

- ①児童発達支援ガイドライン(R6改正)
- ②放課後等デイサービスガイドライン(R6改正)
- ③保育所等訪問支援ガイドライン(R6作成)

(2)障害児入所施設運営指針

- ①障害児入所施設運営指針

(3)その他

- ①障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き
- ②障害者虐待の防止と対応の手引き、障害児虐待予防マニュアル等
- ③こども一般施策におけるガイドラインや指針等
 - ・保育所保育指針 ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ・幼稚園教育要領
 - ・特別支援学校幼稚部、小学部、中学部、高等部学習指導要領
 - ・放課後児童クラブ運営指針 ・児童館運営指針 など
- ④国の審議会、部会、検討会報告など
 - ・幼児期までのこどもの育ちに係る基本ビジョン ・こどもの居場所づくりに関する指針
 - ・障害児支援における人材育成に関する検討会報告書 など

こども家庭審議会＜各種部会・分科会が設置され検討＞

基本政策部会

幼児期までのこどもの育ち部会

- 1 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針の策定に関する調査審議
- 2 保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に関する調査審議
- 3 その他こどもの育ちのサービスに関する調査審議等(こどもの預かりサービスの在り方に関する議論を含む。)

こどもの居場所部会

- 1 こどもの居場所づくりに関する指針に関する調査審議
- 2 放課後児童施策に係る調査審議
- 3 遊びのプログラム等に関する調査審議

科学技術部会

社会的養育・家庭支援部会

児童虐待防止対策部会

障害児支援部会

こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会

・今後ともこどもまんなかの検討がされる
・その中にはもちろん障害のあるこどもも含まれる
・こども大綱や審議会での指針等を踏まえた障害児支援にしていく必要がある

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

令和5年12月22日 閣議決定

はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に
幸せな状態）の向上にとって最重要

✓誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり

※児童虐待による死亡事例の約半数が0～2歳／就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される

✓誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

目的

全てのこどもの誕生前から幼児期までの
「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障

- ✓乳幼児は生まれながらにして権利の主体
- ✓生命や生活を保障すること
- ✓乳幼児の思いや願いの尊重

2

「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠



「アタッチメント（愛着）」＜安心＞
不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、
安心感をもちやす経験の繰り返しにより、安心の
土台を獲得

豊かな「遊びと体験」＜挑戦＞

多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近
なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた
「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

3 「こどもの誕生前」から 切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要環境を切れ目なく構築し、
次代を支える循環を創出

- ✓誕生の準備期から支える
- ✓幼児期と学童期以降の接続
- ✓学童期から乳幼児と関わる機会

4

保護者・養育者のウェルビーイング
と成長の支援・応援をする

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

- ✓支援・応援を受けることを当たり前に
- ✓全ての保護者・養育者につながる
- ✓性別にかかわらず保護者・養育者が
共育者

5

こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの
育ちを支える工夫が必要

- ✓「こどもまんなかチャート」の視点
(様々な立場の人がこどもの育ちを応援)
- ✓こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓地域における専門職連携やコーディネーター
の役割も重要



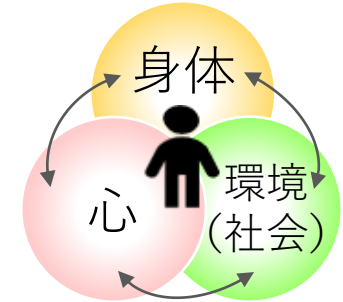
【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の
妊娠期から幼保小接続の重要な時期（いわゆる5歳児～小1）まで
がおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓ 全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が
司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

全てのこどもの生涯にわたる
身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）
な観点での包括的な幸福



⇒全ての人のウェルビーイング向上にもつながる

「こどもの居場所づくりに関する指針」の概要

【理念】

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、こどもが本来持っている主体性や想像力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する。

【こどもの居場所とは】

- ・こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態を取りうるものである。
- ・その場や対象を居場所と感じるかどうかは、こども・若者本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、こども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、こども・若者の主体性を大切にすることが求められる。
- ・居場所の特徴として、多くのこどもにとって、学校外場所になっていること、個人的なもので代わりやすく、地域性や目的、人との関係などに影響を受けるもの

障害児支援における安全管理の全体像①

こどもの安全の確保を図るため、障害児通所支援事業所や障害児入所施設等の運営基準において、安全計画の策定が義務付けられており、事故発生時には、速やかに都道府県、市町村（障害児通所支援事業所のみ）、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされている。

既に示している障害児支援における安全の確保に関する取組や、令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「障害児支援における安全管理等に関する調査研究」における「障害児支援における安全管理に関するガイドライン（案）」を踏まえ、安全計画の策定をはじめとした安全管理対策や日々の支援における事故防止の取組、事故発生時の地方自治体への報告や事故発生後の対応について整理を行い、「障害児支援の安全管理に関するガイドライン」を策定。

1. 安全計画の策定等について

指定障害児通所支援事業所及び指定障害児入所施設等（事業所等）は、障害児の安全確保を図るため、運営基準において

- 設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所等外での活動、取組等を含めた事業所等での日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所等における安全に関する事項についての計画（「安全計画」）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じること
- 従業者に対し、安全計画について周知するとともに、従業者の研修及び訓練を定期的実施すること
- 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと

とされている（令和6年4月1日より）。

2. 日々の支援における事故防止の取組について

「障害児支援における安全管理等に関する調査研究」報告書においては、発生する事故について、サービスごとに以下のような傾向がみられたと報告されている。まずは、事業所等の活動内容や場所・環境を振り返り、それぞれの場面に、どのような危険があるかなどについて全職員で共通認識を図り、その上で、活動の場所や内容を踏まえ、活動の場面に応じて、事故の発生防止に取り組むことが重要。こどもの障害特性や発達の段階等の理解を深め、こどもに関わる全ての職員で漏れなく共有し、支援に当たることも必要である。

【児童発達支援センターや児童発達支援事業所】

重篤な事故は、食事時の誤嚥や窒息、自らの転倒・衝突、遊具・窓等からの転落・落下、アナフィラキシー・アレルギー等により発生している。また、自らの転倒・衝突、こども同士の衝突、他児からの危害、玩具・遊戯施設・設備の安全上の不備等で、事故が起こりやすい状況にある。

【放課後等デイサービス事業所】

重篤な事故は、行方不明・見失い中（溺水等）、食事時の誤嚥や窒息、遊具・窓等からの転落・落下、医療的ケアに関すること、病気（てんかん発作等を含む。）、自らの転倒・衝突、こども同士の衝突、交通事故等により発生している。

【障害児入所施設】

全体に事故の発生率が高くなっており、生活全般で幅広い安全対策を行う必要がある。

障害児支援事業所等における安全管理の取組のポイント

障害児支援の安全管理に関するガイドライン「２．障害児支援における安全管理のポイント」より

① 安全計画の策定

運営基準において、令和６年４月より義務化。

② 定期的な安全確認・点検、環境整備

活動や事業所等の設備や危険箇所は、こどもの目線や特性に合わせて定期的に確認・点検する。

③ 場面ごとの注意点

事業所等の活動内容や、１日、年間のスケジュール等を振り返り、危険な箇所等を把握の上、活動場所・内容等に留意した事故の発生防止に取り組む。

④ 基本的なマニュアルの策定と活用

活動や事業所等の実情に応じ、安全管理に関するマニュアルを作成する。マニュアルは定期的に見直すとともに、平時から内容の確認や実践につながる訓練等も実施する。

⑤ ヒヤリ・ハットの事例の収集・分析の重要性

ヒヤリ・ハットを報告する組織内の仕組みを整えるとともに、報告しやすい雰囲気作りや事業所等内の文化の醸成を図る。ヒヤリ・ハットの分析を行い、対策を講じる。

⑥ 安全管理に関する組織的な体制、安全管理委員会の設置

事業所等の長等によるリーダーシップの下、組織的に対応できる体制（安全管理委員会や責任者・担当者等）を整備する。

⑦ 障害特性と個々のこどもの理解

障害や特性、こどもの発達についての理解を深める。それぞれのこどもの特性や興味関心は、会議や研修等を通じて各職員にも共有する。

⑧ 個別支援計画の重要性

アセスメントの際に安全上で注意すべき点、こどもの安全に関する保護者からの情報等についても確認し把握し、職員で漏れなく共有し、引き継ぐようにする。

⑨ 複数体制の支援と人員配置

複数で役割を分担し支援にあたることは事故防止につながる。個人ではなくチームや組織で支援にあたる。また、こどもの特性に応じた人員配置を検討する。

⑩ 全従業員を対象とした実践的な訓練や研修の実施

安全計画やマニュアルを体得できるようにするために、実践的な訓練や研修を行う。

⑪ 話しやすい組織づくり

情報の共有化、苦情（意見・要望）解決への取組みを整えるとともに、職員や組織間のコミュニケーションを円滑にし、お互いに助け合える風通しのよい組織を作る。

⑫ 個々の意識の重要性

事業者は、組織の方針を従業員に丁寧に伝え、責任をもって安全管理を踏まえた支援にあたってもらえるようにする。また、研修等を通じて、各職員の意識や専門性の向上に努める。

⑬ こどもに対する安全対策の周知

こどもの特性や発達に応じた方法で、こども自身が安全や危険を認識しやすいようにするとともに、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について伝える。

⑭ 保護者への説明・共有

事業所等の活動や環境、安全について、保護者に説明し、理解を得る。安全に関するこどもの状況については、日々の変化も含めて、保護者と情報を共有し、お互いに連携する。

⑮ 緊急時の対応・体制の確認

どのような緊急事態が生じうるか、緊急事態にどのように対応すべきかを事業所等内で話し合い、事故発生時の体制・対応マニュアルを作成し、すべての職員への理解に努める。

⑯ 地域や関係機関等との連携

事故発生時の協力体制や連絡体制を整えるとともに、関係づくりに日頃から努める。常日頃から地域とのコミュニケーションを積極的にとる。あわせて、緊急時の協力・援助を依頼しておくことについて検討する。

⑰ 自治体との連携

各事業所等を所管する自治体からの事務連絡や案内については目を通すとともに、事故発生時の対応、連絡先、報告対象、報告様式等含めて不明な点があれば、自治体に確認して、緊急時にはすぐ対応できるようにしておく。31

(2) 障害児支援の基本姿勢②

～権利の尊重～

ポイント

- ① 障害児支援は、権利を大切にした支援である
- ② 権利を護ることは、虐待など不適切な支援をしないこと（発達を妨げない）だけでなく、こどもの権利を保障すること（配慮されてその子らしい発達を保障すること）
- ③ 障害児支援は、こどもの権利と障害者の権利の両面から保障することである（相互補完の関係）
- ④ 障害児は「こども」であり、まず「こども」としての権利が優先され、それを達成するために障害者の権利（社会的障壁の除去、合理的配慮等）が尊重される
- ⑤ こどもまんなか社会の実現に向けて、こども家庭庁で検討・策定された指針や報告書などを踏まえて支援を行う

(1)「権利」を尊重した支援とは

◎こどもの「権利」を侵害しない専門的支援

- ・こどもや障害のある人などは、権利侵害されやすい
- ・施設・事業所内虐待の防止及び不適切支援の不提供
⇒こどもや障害の適切な理解と支援力(＝合理的配慮の提供)
- ・家庭内虐待の早期発見と未然防止の役割(＝家族支援)
⇒児童養護施設入所児のうち障害等を有する児童は36.7%
障害児入所施設入所児のうち虐待・養育放棄は37.7%

◎こどもの「権利」を保障する専門的支援

- ・「こども」としての人権や尊厳に配慮された支援
⇒障害のあるこどもも権利の主体者であるという認識
- ・「こども」と「障害者」としての権利の適切な理解と対応
⇒こども期に必要な経験、体験、学習の保障
- ・権利を意識した、未来志向型、将来につながる支援
⇒共生社会の実現、意思決定に基づく自分らしい暮らしの実現

障害者虐待が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	244	20.4%
居宅介護	27	2.3%
重度訪問介護	9	0.8%
同行援護	2	0.2%
行動援護	2	0.2%
療養介護	18	1.5%
生活介護	152	12.7%
短期入所	31	2.6%
自立訓練	7	0.6%
就労移行支援	9	0.8%
就労継続支援A型	46	3.9%
就労継続支援B型	124	10.4%
共同生活援助	338	28.3%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	6	0.5%
移動支援	5	0.4%
地域活動支援センター	3	0.3%
児童発達支援	24	2.0%
放課後等デイサービス	146	12.2%
保育所等訪問支援	1	0.1%
合計	1,194	100.0%

「権利」を尊重した支援

①「権利」の捉え方の再確認

「こどもの権利に関する条約」

(1989年国連採択 ⇒ 1994年日本批准)

※従前の救済的、保護的ともいえるこどもの権利観が変化

『受動的権利保障』(権利享受の**主体**であり**保護**される対象)

+

『能動的権利保障』(**意見表明権**に代表される**社会への参画**)
(市民的**自由権**がこどもにも適用)
(**権利行使の主体**)

「権利保障」とは、自尊心の育み、自らへの人権意識の醸成

- ・「自分を大切にしたい」と思う心(＝自尊心)の上に成り立つ
- ・自尊心が他尊心を育む:絶対的自尊心(無条件の愛に基づく)
- ・自尊心＝①自己受容感、②自己達成感、③自己有用感

②権利擁護は「こども」と「障害」の両方の視点から

(1)「障害児」というこどもはいない

- ・ 小さな「障害者」ではなく、まずは「こども」である
⇒ チャイルド・ファースト
(Child with disabilities など)
- ・ こども自身が意思決定過程に参画する(意見表明と尊重)

(2)「障害」のあるこどもとしての権利擁護

- ＜1＞「こども」としての全ての権利が障害児にも保障される
⇒ こどもとしての権利を保障する(発達の視点)
- ＜2＞障害があることによる生きづらさや育ちにくさ、経験不足に対する機会の保障と特別な配慮(合理的配慮)が不可欠(障害の視点)
⇒ 障害のある人としての権利を保障する

(2) まず「こども」として(チャイルド・ファースト)

◎「こどもの権利条約」に基づいた支援の展開

- ・こどもの最善(Best)の利益[第3条] ⇒ こどもは社会の宝として
- ・こどもの存在及び発達の最大限(Maximum)の確保[第6条]
⇒ 愛護(承認・感謝)、発達の保障
- ・自由に自己の意見を表明する権利の確保[第12条]
※ 意見が大切される経験 ⇒ 主体性、意思決定支援の基礎に
- ・一時的若しくは恒久的に家庭環境を奪われた児童又は家庭環境にとどまることが認められない児童への特別な保護及び援助 [第20条]
⇒ 家庭的養護・養育の推進
- ・到達可能な最高水準(Highest)の健康の享受[第24条] ⇒ 健康の保持
- ・こどもの人格・才能並びに精神的及び身体的な能力の可能な最大限(Fullest)の発達[第29条] ⇒ 能力の伸長(=個の輝き)

⇒ これらのこどもとしての権利が護られた上で、それを達成できるよう、障害児についてはその障害や特性に応じた「合理的配慮」を行う必要がある 32

障害のあるこどもにおける支援の構造

(権利保障の観点から)

すべてのこどもの権利

- ・生きる権利
- ・育つ権利
- ・守られる権利
- ・参加する権利

「こどもらしくいられること」
(=生き活き育つ)

障害者の権利

- ・インクルージョン
- ・合理的配慮
- ・療育・・・

- ・全てのこどもの権利が保障され、その目標が達成されるよう、障害児には障害や特性に応じた「合理的配慮」を提供する
(=障害者としての権利保障)
- ・障害児特有の権利があるわけではないことに留意

児童の権利に関する条約

4つの柱

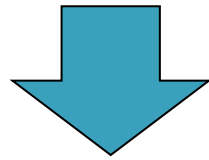
- ① 生きる権利 : こどもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っている。
- ② 育つ権利 : こどもたちは教育を受ける権利を持っている。また、休んだり、遊んだりすること、様々な情報を得ること、自分の考えや信仰が守られることも、自分らしく成長するために、とても重要。
- ③ 守られる権利 : こどもたちは、あらゆる種類の虐待や搾取などから守られる権利を持っている。障がいがあるこども、少数民族のこどもなどは特に守られなければならない。
- ④ 参加する権利 : こどもたちは、自分に関係のあることについて自由に意見を言ったり、集まってグループをつくったり、活動することが出来る権利を持っている。その際は家族や地域社会の一員としてのルールを守って、行動することが大切。

こどもをどう捉えるのか

- ・発達主体は「こども」であるということ(大人主体ではない)
- ・こどもを支援することは、こどもの発達の過程を支援すること
⇒ 発達の変化に気づき、寄り添い、考えていく
- ・こどもは自ら「発達したい」存在:だから、誤学習も発生しやすい

支援が必要な存在としての「こども」

(教え、導かないと何もできない存在)



適切な支援があれば自ら伸びていける「こども」

(特性や発達状況に応じた適切な環境で、自ら納得して、主体的に育つ存在)

思いを大切にする = こどもに説明すること、こどもの声を聴き、姿を見ること

⇒ 無理強い(強制)しない、勝手にしない、不適切支援しない

目 的

障害のあるこどもは、障害の特性等により自分の意見を表明することが難しい場合も多いことから、これまでの取組や令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の内容を踏まえ、障害のあるこどもの特性等を踏まえたこどもの意見形成や意見表明の支援に関する取組や方法について示し、日々の障害児支援の場面において、こどもの意思や意見の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮が適切になされるよう、「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」を作成。

障害児支援に求められるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けた取り組みについて

障害児支援事業所・施設においては、障害児支援におけるこどもの最善の利益を保障するため、運営基準により、こどもの意見の尊重と最善の利益の優先考慮の下での個別支援計画の作成や個別支援会議の実施、以下の支援の提供が求められている。

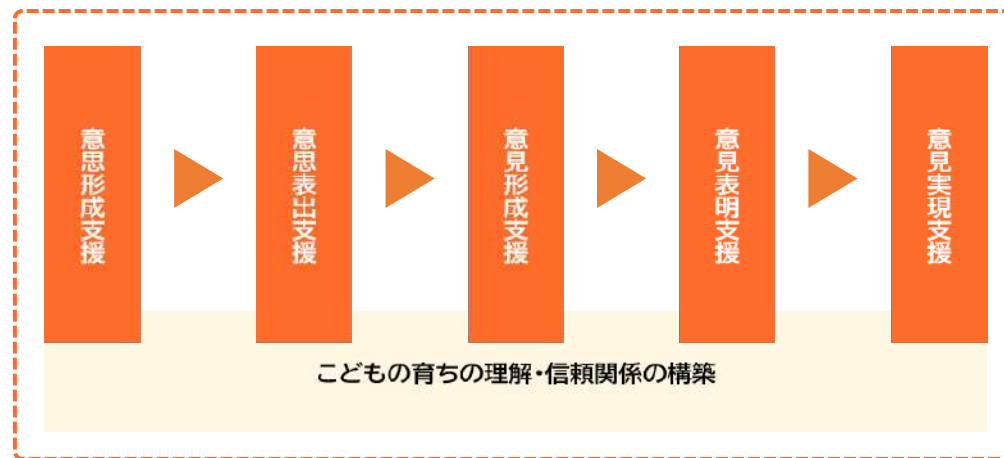
- ・ こどもが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個別支援計画の作成時をはじめ、適時に、日々の支援の内容や将来の生活に関して、こどもや保護者の意向を丁寧に把握し、その意思をできる限り尊重するための配慮をすること
- ・ 個別支援計画の作成に当たっては、例えば、個別支援会議の場にこどもや保護者に参加してもらったり、個別支援会議の開催前に担当者等がこどもや保護者に直接会ったりするなど、こどもの年齢や発達の程度に応じて、様々な形でこどもや保護者の意見を聴くこと

なお、その際は、言葉だけでなく、身体の動きや表情、発声なども観察し、こどもの意見を尊重することが重要である。

障害児支援に求められるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けた取り組みの進め方

こどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けては、「こどもとの信頼関係の構築」―「意思形成支援」―「意思表出支援」―「意見形成支援」―「意見表明支援」―「意見実現支援」を丁寧に進めていくことが重要であり、日常生活や個別面談等を通じてこどもと関わりながら、個別にコミュニケーションをとっていくことが想定される。

これらの「信頼関係構築」から「意見表明支援」までのプロセスが常に繰り返されることで、こどもの自己肯定感や自尊心の向上につながり、こども自身が困難な課題に直面した際にも、「自分ならできる」という自己効力感をもって対応することができる。こどもが本来持っている力が湧き出され、自分らしく生きていくというエンパワメントにつながっていく。これらが、こども自身の意見形成や意見表明の実現、こどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現につながっていくものである。



障害児支援に求められるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けた取組の進め方

■ こどもの育ちについての理解

乳幼児期における大人とこどもの安定した愛着関係を構築し、こどもの自己主張を促すために、こどもの思いや要求を受け止め、こどもの状態や経緯を捉えてこどもの気持ちに寄り添い、共感し、また時には励ますなど、受容的・応答的に関わる。年齢や発達段階に応じて、こどもが自ら判断し行動することを保障することも重要である。

■ 信頼関係の構築 ～傾聴を土台としたこどもとの関係構築～

職員は、こどもが気持ちを素直に出せる関係性を作っていける存在となるよう、こどもが安心できる人間関係を形成するように努める必要がある。こどもとの信頼関係を構築していくに当たっては、まずは何よりも「傾聴」することが重要である。

■ 意思形成支援 ～豊かな経験を通じた選択肢と選択の機会の提供～

こどもが多くを経験をすることで将来の選択肢を広げられるように、生活場面や活動等においてより多くの体験の場を準備する。こどもから選ぶ機会を奪わず、日常生活や社会生活の中でその機会を創出していくことが支援者の役割となる点に留意し、こどもが選ぶ機会に参画できるよう働きかけていく。

■ 意思表出支援 ～小さなサインへの気づきと意思を表出しやすい場づくり～

形成された意思が言葉やそれ以外の方法で表出されるように工夫した支援を行う。支援者が、こどもが日常的に表出している様々な意思を見落とさずに汲み取ることが重要である。

■ 意見形成支援 ～気持ちをまとめる手助け～

こどもが何らかの意見表明をしたいと考えた場合に、誰かに伝えたいことを意識化したり言葉にしたりできるように支援する。こどもが納得のいくまで十分に時間をかけてじっくり話を聴き、意見をまとめる手助けをする。

■ 意見表明支援 ～気持ちの言語化の支援や代弁～

「意思表出支援」や「意見形成支援」等を通して把握できたこどもの関心や好き嫌い等を踏まえ、こどもがその思いや気持ちを言語化したり表現したりすることを支援する。こどもの求めに応じて、その内容をこどもに確認した上で、その意見を代弁することも必要である。

■ 意見実現支援 ～意見の実現と尊重～

自分が表明した意見を大人が傾聴してくれた経験や、表明した意見が実現する肯定的な体験を積み重ねることによって、こどもは「意見を表明してよかった」「また表明してみたい」という気持ちを育んでいく。こどもが表明した意見を実現できるよう努めるとともに、こどもの最善の利益を考慮した場合、実現できない場合があっても、こどもに丁寧に説明し理解を求めるなど、こどもが「自分の意見を最大限尊重してくれた」と思えるような支援に努める。

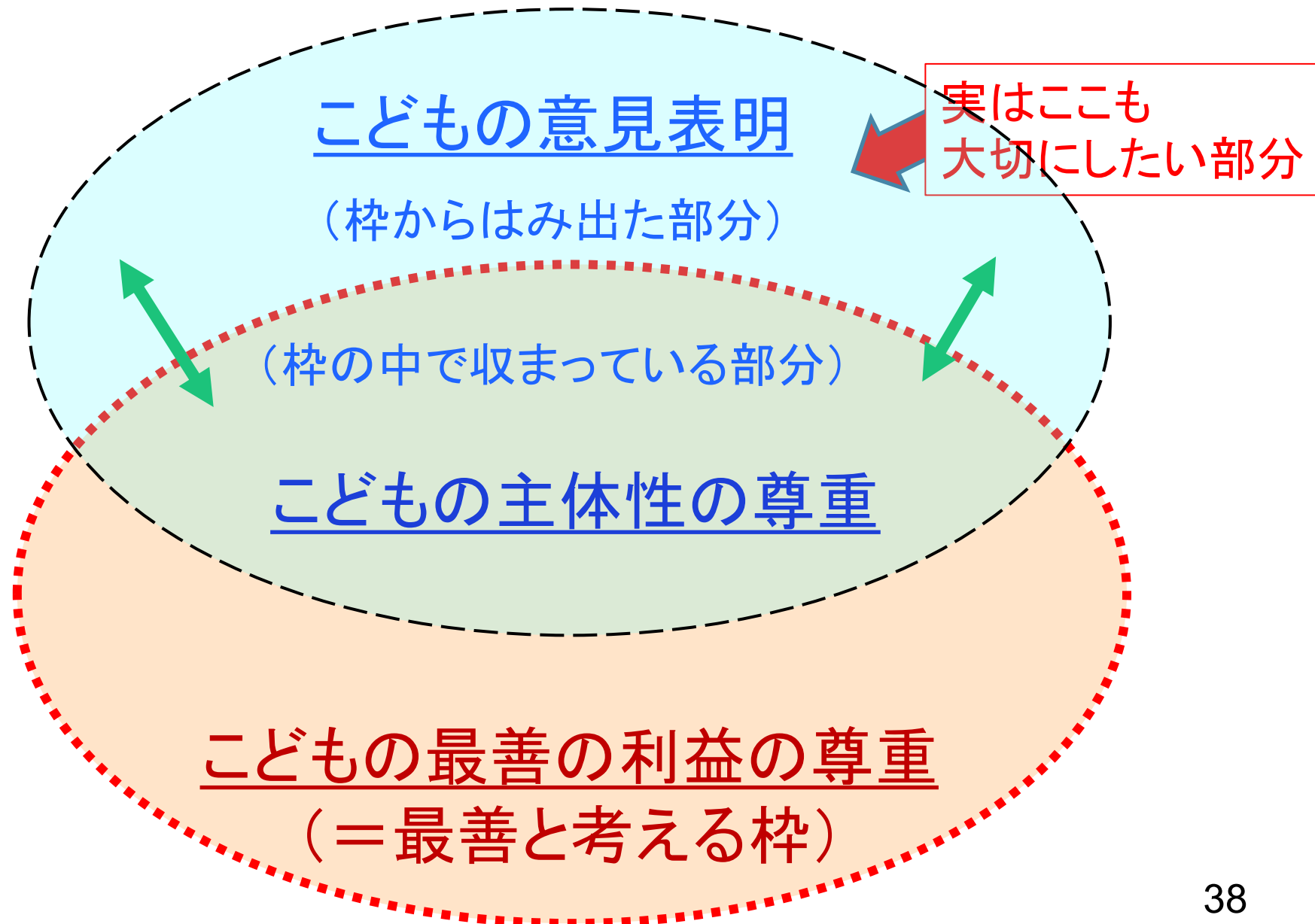
事業所・施設の施設運営における留意点

- 職員がこどもの権利擁護の意義や重要性、意思形成等の支援を行う目的や支援により実現される成果等を理解し、基本的な意識を向上させる。
- こどもの権利擁護を実現するには一定の知識・技術等の向上が必要であることから、研修や事例検討を積み重ね、支援力を向上させる。
- こどもに対し、こどもが意見を表明しその意見が尊重される権利の主体であること等について、可能な限り分かりやすく説明を行う。
- こどもの権利擁護に関する支援の記録を作成・保存し、本人の意向を推測する際の根拠として活用する。
- 研修等の機会や（自立支援）協議会を活用して、保護者のほか、他の関係機関・関係者と連携して権利擁護に関する取組を進める。

事業所・施設の施設運営におけるこどもの権利擁護に関する意識や支援の質の向上に向けて

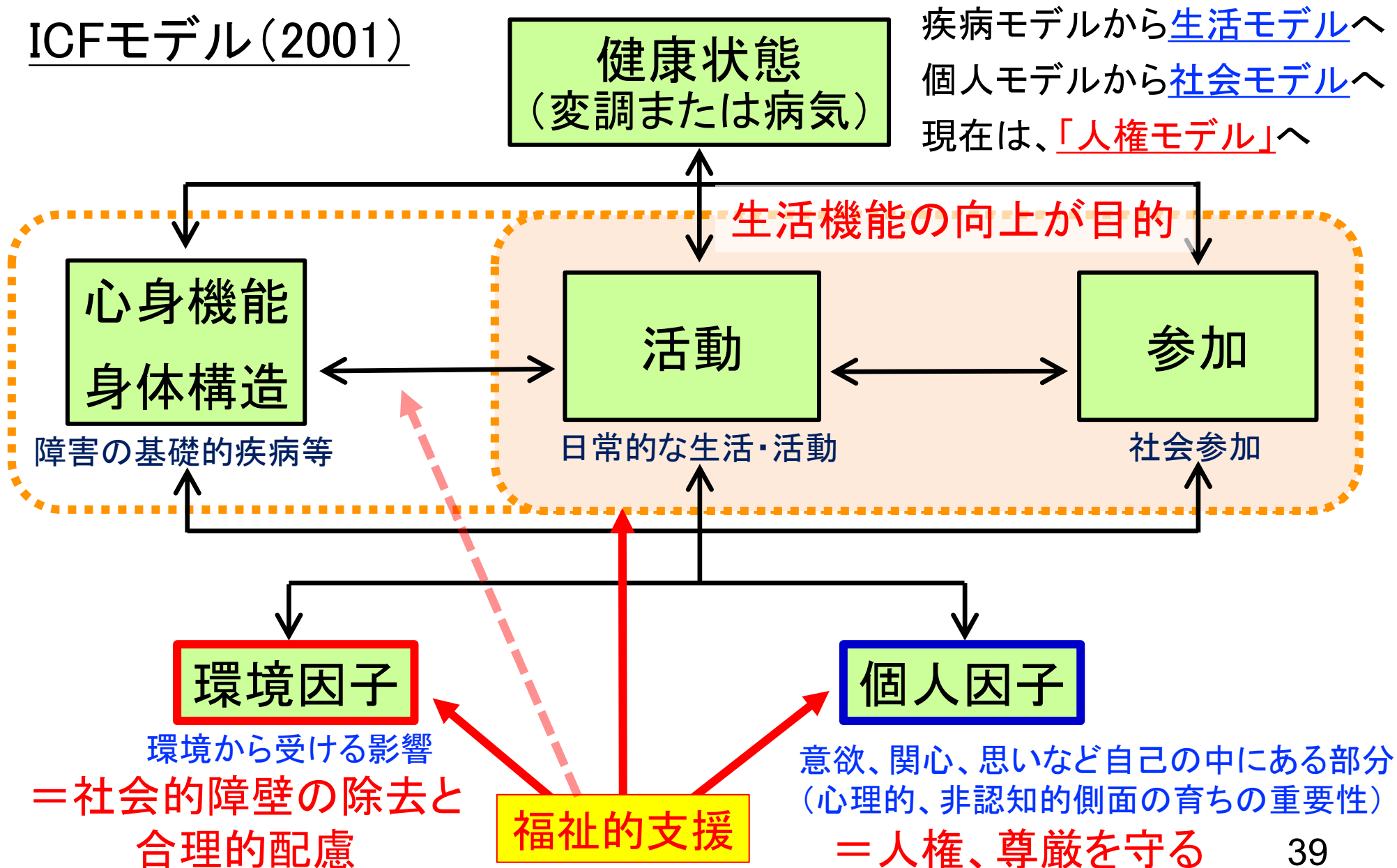
- こどもの権利擁護の取組をより組織的に進めるため、責任者の配置や会の設置等の仕組みを構築する。
- こども自身の意見を取り入れていく観点から、事業所・施設の運営に関する事項の検討の場に、こどもを参画させ、一緒に検討する。
- 信頼関係構築の観点から、生活単位・活動単位の小規模化を図り、こどもと（特定の）職員が継続的に安定した関係性を構築できる環境を整える。

こどもの「主体性」と「最善の利益」の関係



(3) 配慮が必要な障害のある子どもとして

ICFモデル(2001)



障害者の権利に関する条約

障害者の権利を保障し、差別や排除を防ぐための国際的な枠組みで、批准国は定期的に検査を受け、改善が求められる。

- ・障害児を含む障害者が、あらゆる場面で他の者と差別されることなく、平等に扱われる権利を有している。差別の撤廃・解消を推進し、障害者が社会の一員として尊重される。

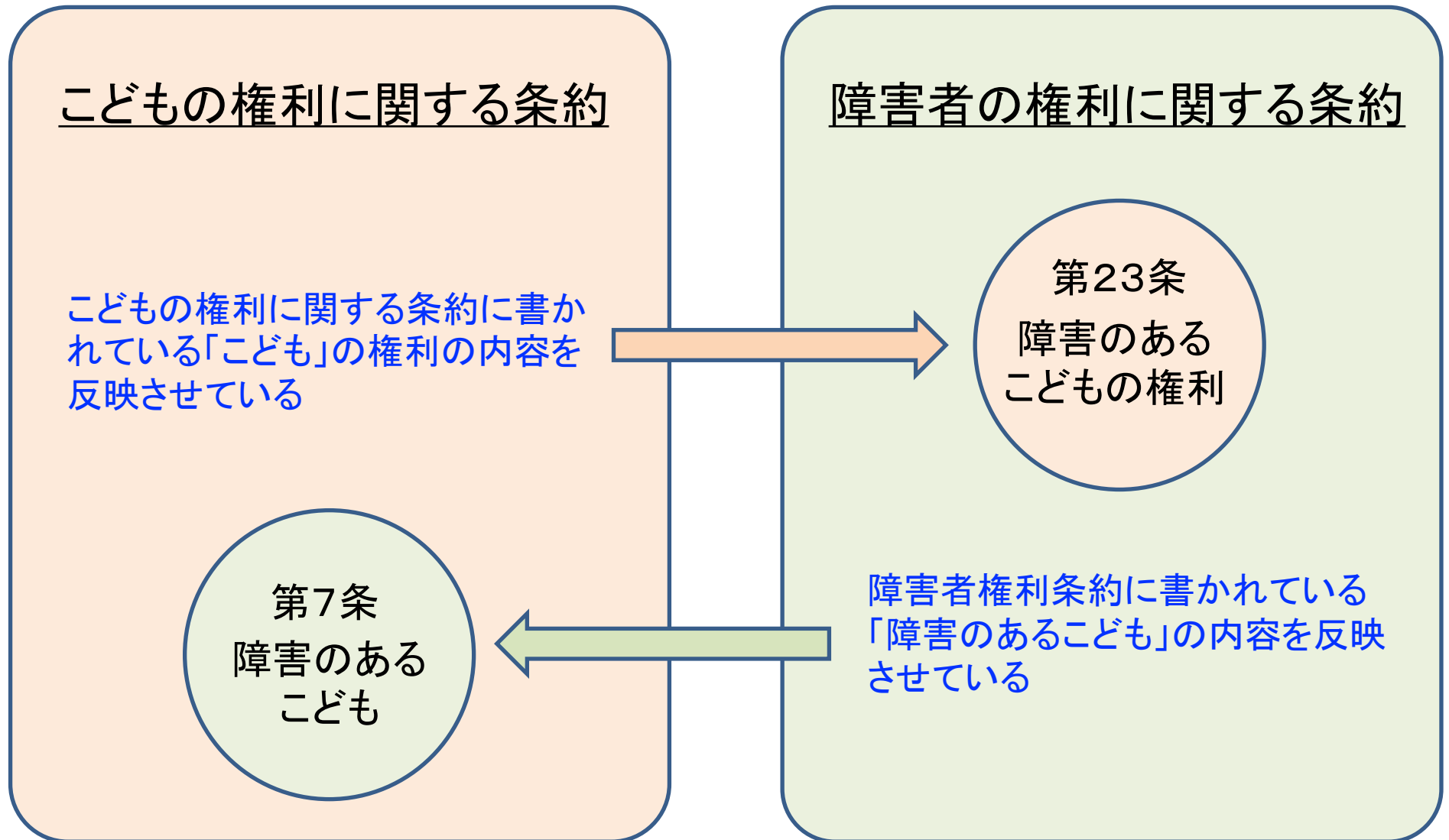
⇒ 社会的障壁の除去と合理的配慮の提供

- ・障害者が自分の生活などに関して意思決定を行う権利があり、可能な限り自立した生活を送ることができるように、選択の機会が保障される。自立した生活と地域社会での完全な参加とそれを支える意思決定の支援が重要である。

⇒ 地域の中で自立した生活を送りたいと思うためには、幼少期からの様々な経験や共に育つ経験が必要

⇒ 意思決定支援は大人になってから行うものではなく、幼少期から意見表明する機会と支援が与えられることが必要

こどもの権利と障害者の権利の相互補完



児童の権利に関する条約

第23条(障害のあるこどもの権利)

- 1 精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 2 障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
- 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達(文化的及び精神的な発達を含む。)を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。

障害者の権利に関する条約

第7条(障害のあるこども)

- 1 締約国は、障害のある児童が他の児童との平等を基礎として全ての
人権及び基本的自由を完全に享有することを確保するための全ての
必要な措置をとる。
- 2 障害のある児童に関する全ての措置をとるに当たっては、児童の最善
の利益が主として考慮されるものとする。
- 3 締約国は、障害のある児童が、自己に影響を及ぼす全ての事項に
ついて自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現する
ための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有することを確保
する。この場合において、障害のある児童の意見は、他の児童との平等
を基礎として、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される
ものとする

⇒ **他のこどもたちとの平等を強調**
こどもに備わる権利を確保すること
意見表明権及び意見表明支援を確保すること

3. 障害児支援の基本姿勢③

～支援内容と支援者の姿勢～

ポイント

- ①障害児支援は、こどもを正しく理解することから始まる
- ②障害児支援は、こどもの声を聴き、こどもの姿を捉えることから始まる＜アセスメントの重要性＞
- ③ 障害児支援は、指導・訓練・付与ではなく、こどもが主体的に学び(習得)、適応していく過程を支援することである＜支援スタンスの大転換：R6の改正児童福祉法＞
- ④ 障害児支援の目標を理解したうえで、支援者としての留意点や基本姿勢を理解する
 - ・「ともに」を重視した姿勢

障害や特性のあるこどもの正しい理解

こどもの育ちの視点

≒個別支援計画の目標に該当

通常のこどものニーズを満たすのに、

特別なニーズや工夫が必要な普通のこども

鳥取県立総合医療センター 北原 侑 先生

障がいや特性のあるこども支援の視点

≒個別支援計画の内容(配慮)に該当

こどもの理解は、障害や特性ではなく、 まず、こどもをまるごとみること

「木を見て、森を見ず」にならないように



(障害や特性)



(その子らしさ)

もちろん、障害や特性をみることは不可欠だが、そこだけに目を奪われないようにすることが重要

⇒障害や特性に目を奪われると、できないところやマイナス面に注目しやすくなる ⇒ なおさない(治さない)といけない支援になってしまう

まずは、こどもと生活を共にし、遊んだり活動したりしながら、目の前のこどもをまるごとみてもみることから始めよう。

指導・訓練・付与 から 習得・適応のための支援へ

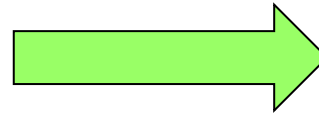
(おとな主導) (こども主体) (サポート)

(旧)

② この法律で、児童発達支援とは、障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう。

③ この法律で、児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の内閣府令で定める便宜を供与することをいう。

通所施設



改正児童福祉法

(R6年4月施行)

(新)

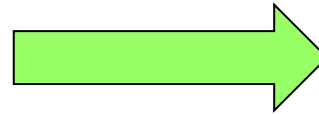
② この法律で、児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他の内閣府令で定める便宜を供与し、又はこれに併せて児童発達支援センターにおいて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童に対して行われるものに限る。第二十一条の五の二第一号及び第二十一条の五の二十九第一項において同じ。）を行うことをいう。

(新)

第四十二条 障害児入所施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、当該各号に定める支援を行うことを目的とする施設とする。

- 一 福祉型障害児入所施設 保護並びに日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援
- 二 医療型障害児入所施設 保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援並びに治療

入所施設



改正児童福祉法

(R6年4月施行)

(旧)

第四十二条 障害児入所施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、当該各号に定める支援を行うことを目的とする施設とする。

- 一 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与
- 二 医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療

障害児通所支援の4つの基本機能

①本人支援 :主に就学前の障害のあるこども又はその可能性のあるこどもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援

②家族支援 :こどもの発達の基盤となる家族への支援

③地域連携・支援:こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援

④移行支援 :全てのこどもが共に成長できるよう、障害のあるこどもが、可能な限り、地域の保育、教育等を受けられるように支援

障害児入所施設の4つの基本機能

①発達支援機能 : 専門性の向上とケア単位の小規模化(含GH)
医療型の保育士配置促進と医ケアスコア導入

②自立支援機能 : 退所後の支援を行うソーシャルワーカー配置
いわゆる「過齡児」への対応

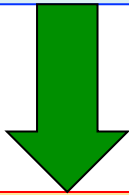
③社会的養護機能 : 児童相談所との連携、保育所等訪援等で児童
養護施設や乳児院への専門性の伝達、心理
的ケアを担当する専門職配置と研修の実施

④地域支援機能 : ソーシャルワーカーの配置、里親やファミリー
ホームの支援

何のために支援するのか①

問題改善型

困らないようにしてあげたい
困る部分はなおしたい(治したい)



こども主体型

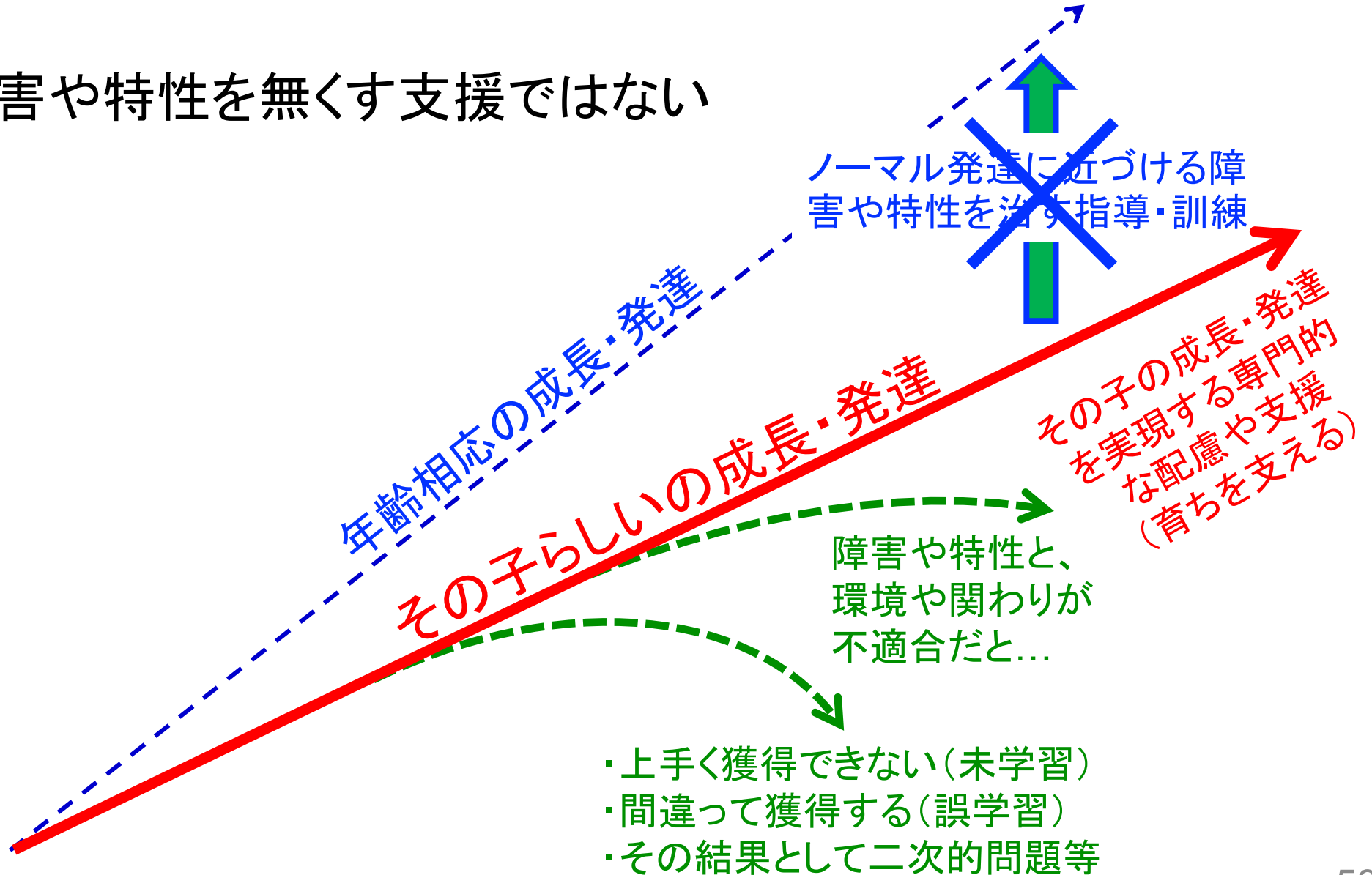
障害や特性があっても
Well-being

- ・「こどもの最善の利益」という名の指導・訓練
- ・障害や特性をマイナスと捉えて、改善やなおそう(治そう)とする支援
 - 例)・ADHDのこどもに、着席練習をさせる
 - ・発達状況や特性に合わないトップダウン型支援

- ・こどもの声・姿を反映させた支援
 - 例)ワクワク、楽しい支援
 - やってみたいを重視した無理のない支援
- ・こども自らが習得していく過程を大切にした支援
 - 例)・本人のペースやスタイルに合わせた支援
 - ・本人の発達過程に合わせた支援
(本人の良い変化[過程]に着目する)
 - ・本人ならではの成長・発達の支援

発達支援はその子の成長・発達を支える

障害や特性を無くす支援ではない



何のための支援するのか②

児童発達支援の目標

乳幼児期は、障害の有無にかかわらず、こどもの生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期である。そのため、児童発達支援は、安全で安心して過ごすことができる居場所の提供により、こどもが充実した毎日を過ごし、望ましい未来を作り出し、生涯にわたるウェルビーイングを実現していく力の基礎を培うことが重要であることから、以下を目標として支援を提供していくことが必要である。

① アタッチメントの形成とこどもの育ちの充実

安定したアタッチメント(愛着)を形成していくことや、将来のこどもの発達・成長の姿を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じ、様々な遊びや多様な体験活動の機会を提供することを通じて、こどもの自尊心や主体性を育てつつ、発達上のニーズに合わせて、こどもの育ちの充実を図ること。

② 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定

こどもの家族の意向を受け止め、こどもと家族の安定した関係に配慮し、きょうだいを含めた家族をトータルに支援していくことを通じて、こどもの暮らしや育ちを支えること。

③ こどもと地域のつながりの実現

こどもや家族の意向を踏まえながら、保育所、認定こども園、幼稚園等との併行利用や移行を推進していくとともに、地域との交流を図るなど、地域において全てのこどもが共に成長できるよう支援することを通じて、こどもと地域のつながりを作っていくこと。

④ 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる地域の関係機関や他の事業所等との連携を通じて、こどものライフステージや家庭の状況に応じて、切れ目のない一貫した支援を提供することにより、こどもと家族が包括的に支えられ、地域で安心して暮らすことができる基盤を作っていくこと。

放課後等デイサービスの目標

学齢期は、児童期から青年期へと向かう幅広い人格形成の時期である。そのため、放課後等デイサービスは、一人一人の人間性の成長にしっかりと目を向けながら、こどもが安全・安心で自分らしく過ごせる居場所として、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、多様な遊びや体験活動等の機会を提供することにより、こどもが自己肯定感や自己有用感を高め、ウェルビーイングを実現していく力を培うことが重要であることから、以下を目標として支援を提供していく必要がある。

① 生きる力の育成とこどもの育ちの充実

一人一人の人間性の成長にしっかりと目を向け、単に知識やスキルを身につけるのではなく、生きる力や自立心を育てていくとともに、将来のこどもの発達・成長の姿を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じ、様々な遊びや多様な体験活動の機会を提供することを通じて、こどもの自尊心や主体性を育てつつ、発達上のニーズに合わせて、こどもの育ちの充実を図ること。

② 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定

こどもの家族の意向を受け止め、こどもと家族の安定した関係に配慮し、きょうだいを含めた家族をトータルに支援していくことを通じて、こどもの暮らしや育ちを支えること。

③ こどもと地域のつながりの実現

こどもや家族の意向を踏まえながら、地域の学校等や放課後児童クラブ、児童館等の教育や他の子育て支援施策、地域の活動等と連携し交流を進めていくとともに、こどもが放課後児童クラブ等との併行利用をしている場合には、十分な連携を図り、協力しながら支援に当たる体制づくりを進めていくことなどを通じて、こどもと地域のつながりを作っていくこと。

④ 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる地域の関係機関や他の放課後等デイサービス事業所、地域の障害児支援の中核的な役割を担う児童発達支援センター等との連携を通じて、こどものライフステージや家庭の状況に応じて、切れ目のない一貫した支援を提供することにより、こどもと家族が包括的に支えられ、地域で安心して暮らすことができる基盤を作っていくこと。

目標を達成するための職員の留意事項

児童発達支援

- ① 一人一人のこどもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態について、アセスメントを適切に行い、こどもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で支援に当たるとともに、こどもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、こどもの主体としての思いや願いを受け止めること。
- ② こどもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。特に、3歳未満までのこどもの場合には、健康状態や生活習慣の形成に十分な配慮を行いながら、こどもの心身の発達に即して支援を行うこと。
- ③ 一人一人のこどもの発達や障害の特性について理解し、障害の状態や発達の過程に応じて、個別や集団における活動を通して支援を行うこと。その際、こどもの個人差に十分配慮すること。
- ④ こどもの相互の関係作りや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。特に、3歳以上のこどもの場合には、個の成長と、こども同士の協同的な活動が促されるよう配慮しながら支援を行うこと。
- ⑤ こどもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、こどもの主体的な活動やこども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように支援を行うこと。

- ⑥ こどもの成長は、「遊び」を通して促されることから、周囲との関わりを深めたり、表現力を高めたりする「遊び」を通し、職員が適切に関わる中で、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにできるように、具体的な支援を行うこと。
- ⑦ 単に運動機能や検査上に表される知的能力にとどまらず、「育つ上での自信や意欲」、「発話だけに限定されないコミュニケーション能力の向上」、「自由で多様な選択」等も踏まえながら、こどものできること、得意なこと及び可能性に着目し可能性を拡げることや、苦手なことにも挑戦できる支援を行うこと。
- ⑧ 乳幼児期は、親子関係の形成期にあることを踏まえ、保護者のこどもの障害特性の理解等に配慮するとともに、一人一人の保護者の状況やその意向を理解し、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。
- ⑨ こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進の観点を常に念頭に置き、こどもと地域のつながりを意識しながら支援を行うこと。
- ⑩ こどもや家族を包括的に支援していくためには、事業所等において、多職種でそれぞれの専門性を発揮し、こどものニーズを多方面から総合的に捉えるとともに、互いに協力しあいながらチームアプローチによる支援を行うこと。また、事業所等内にとどまらず、地域の関係機関や他の事業所等との連携を通じて、こどもや家族を支えていく連携体制を構築すること。

放課後等デイサービス

- ①（児童発達支援と同じ）
- ②（児童発達支援と同じ）
- ③（児童発達支援と同じ）
- ④こどもの相互の関係作りや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。その際、個の成長と、こども同士の協同的な活動が促されるよう配慮するとともに、社会的な行動や行為を意識ながら支援を行うこと。
- ⑤こどもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、こどもの主体的な活動やこども相互の関わりを大切にすること。こどもが様々なことを考えながら自己選択・自己決定する時間を意識的につくり、こどもが大人に見守られているという安心感の中で体験できる機会を意図的に提供し、丁寧に見守る支援を行うこと。
- ⑥（児童発達支援と同じ）
- ⑦（児童発達支援と同じ）
- ⑧ こどもが他者との信頼関係の形成を経験できることが必要であり、この経験を起点として、仲間とともに過ごすことの心地よさや楽しさを味わうことで、人と関わることへの関心が育ち、コミュニケーションをとることの楽しさを感じられるように支援すること。また、仲間と関わることにより、葛藤を調整する力や主張する力、折り合いをつける力が育つよう支援すること。

- ⑨ 児童期から青年期は、年齢とともに発達上のニーズが変化したり、二次障害やメンタルヘルスの課題を抱えたりするなど、様々な課題に直面するとともに、人格を形成していく時期にあることから、自尊感情や自己効力感を育むことができるよう支援すること。
- ⑩ こどもが、年齢とともに変化する発達上のニーズや、二次障害、メンタルヘルスの課題を乗り越えていくためには、自尊感情や自己効力感を育むことが重要であり、そのベースとなるのは保護者や家庭生活である。このことを踏まえ、保護者のこどもの障害特性の理解等に配慮するとともに、一人一人の保護者の状況やその意向を理解し、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。
- ⑪ こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進の観点を常に念頭に置き、こどもと地域のつながりを意識しながら支援を行うこと。
- ⑫ こどもや家族を包括的に支援していくため、また、大人になる準備を含めた将来の日常生活や社会生活に向けた準備を支援していくため、事業所において、多職種でそれぞれの専門性を発揮し、こどものニーズを多方面から総合的に捉えるとともに、互いに協力しあいながらチームアプローチによる支援を行うこと。また、事業所内にとどまらず、地域の関係機関や他の事業所等との連携を通じて、こどもや家族を支えていく連携体制を構築すること。

こどもとその家族とともに歩むための支援者の基本姿勢

(出典:障害児支援における人材育成に関する検討会報告書(案))

① 尊重し合いながら、ともに生きる

- ・ 障害の有無に関わらず、こどもを大切な存在として尊重し、一人ひとりの尊厳を大切にする
- ・ 障害を社会がつくる障壁と捉えるとともに、ともに生きる関係を築いていく。
- ・ 支援者自身もともに生きる一人として自分を大切にしながら、こどもや家族が肯定的に受け止められていると感じるように関わっていく。

② 想いに寄り添い、ともに支え合う

- ・ こどもや家族の行動や言葉の奥にある想いや状況に丁寧に関わり、理解を深め合う。
- ・ こどもに関わり、気持ちや願いに共感と理解をもって、支え、認め、励まし、ともに歩んでいく。
- ・ ひとりのこどもとして尊重し、そのこどもの特性の理解や成長の過程を温かく見守りながら、背景や想いに寄り添い、安心・安全な環境のもとで、家族とともに考え、ともに悩み、ともに支えるとともに、学び続ける姿勢を大切にする。
- ・ こどもや家族が内在的に持つ力を発揮できるような関わりを大切にしながら、ともに歩んでいく。

③ 支援をともにつくる

- みんなに同じ支援ではなく、そのこどもに合った支援を、こどもや家族と一緒につくっていく。
- こどもが自ら選ぶことを大切にし、気持ちや意思を丁寧に汲み取る工夫や配慮を重ねながら、そのこどもらしく育っていけるよう、肯定的なまなざしで関わっていく。
- 家族の思いや不安にも寄り添い、安心して子育てができるよう、関係者や関係機関がともに手をつなぎ信頼関係を育んでいく。

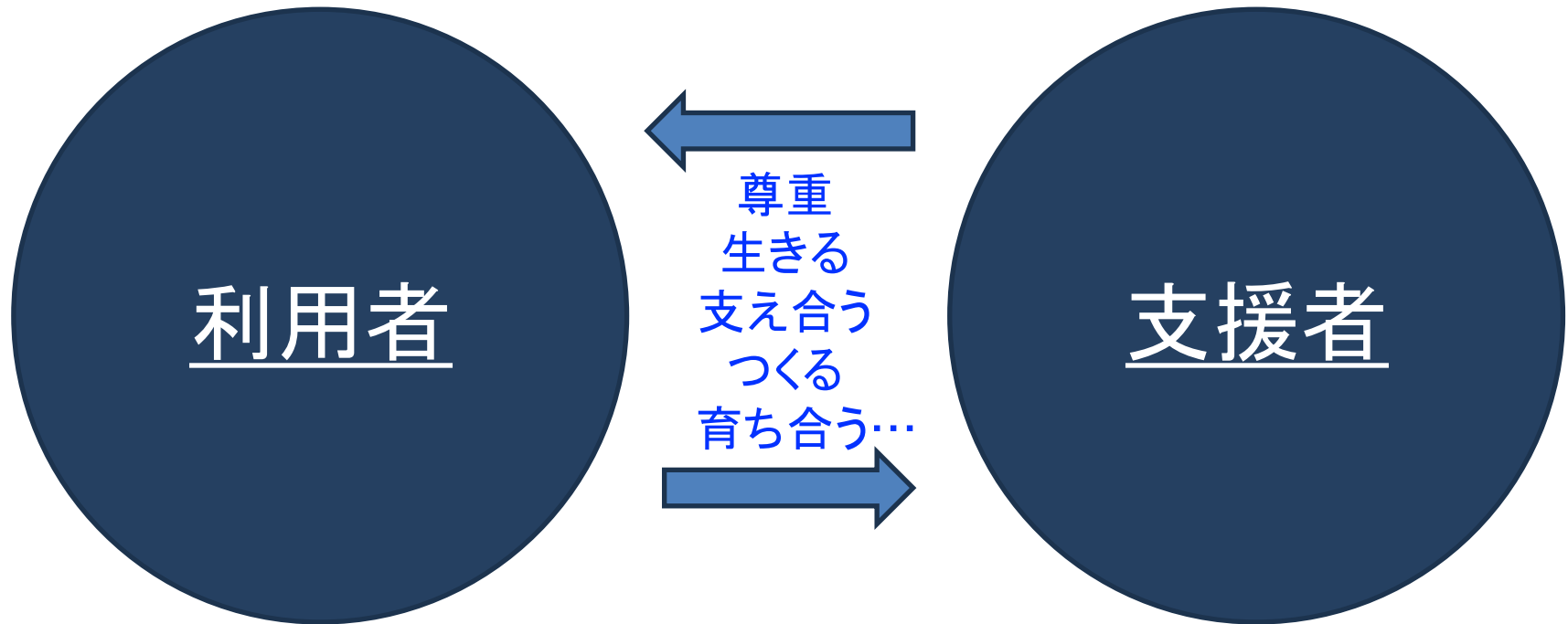
④ 安心できる場をともに育てる

- こどもが安心して過ごせる場や地域を、家族や地域と協力しながらともに育んでいく。
- 家族と地域、支援者、多職種のつながりを活かし、ともに支え合える場を育んでいく。
- チームで取り組む姿勢を持ち、地域や社会とともに、こどもや家族が安心して暮らし・育つ地域を目指す。

⑤ ともに学び合い、ともに育ち合う

- ・ 支援者自身の関わり方や考え方を振り返りながら、こどもや家族とともにより良い形を模索する。
- ・ こどもの命と安全を守る責任を自覚し、ともに日々の実践を見つめ続ける。
- ・ こどもの権利と最善の利益を中心に置き、支援力を高めながら学び続ける。
- ・ 乳幼児期から成人期まで、ライフステージに応じて必要な支援を継続的につなげていくことを見据え、ともに歩む。
- ・ 福祉制度への理解と法令の遵守を土台としながら、支援の中で知り得た情報を守り、信頼のもとに支援を進めていく。

「to」の支援から、「with」の支援へ



対象者と支援者の両方が「育ちあう関係」を通して、
主体性を尊重していく

⇒ 「発達の共感」: 希望、期待を持ち合って成長

ま と め

良質な支援を提供しようとする努力のすべてが基本姿勢

- (1) 支援は「人」によって構築される【「人」が支援の質を決める】
 - ・スタッフの育成：一人ひとりの高い意識、職場の雰囲気、知識・スキルUP
- (2) 事業所の理念に基づいた支援【理念なき・理念倒れの支援はNG】
 - ・「発達支援」に関する理念の確立：報酬は支援の質の対価である
- (3) 子どもの権利が保障されている実践【「こども」を正しく理解する】
 - ・養護、成長・発達の保障、こどもの意見・主体性の尊重、家族支援 等
- (4) 障害者の権利が保障されている実践【障害や特性の理解と実践】
 - ・障害や特性に応じた合理的配慮の提供、インクルージョンの推進 等
- (5) 支援の適切なプロセス管理【児発管・相談支援の腕が試される】
 - ・見立て(アセスメント力)、手立て(支援力)、評価力：ガイドライン等の活用
- (6) 家族、関係機関と協働した支援【開かれた事業が質を高める】
 - ・相談支援と発達支援は最強タッグ＝車の両輪であり、対等な関係
 - ・関係機関に畏敬の念を持って共に歩む。家族を支え、共に歩む